

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 29 年 4 月 18 日 (火) 第 8 8 9 2 号
	毎週火・金曜日発行	

目 次

◇ 告 示	地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の受託に関する規約 (307) (情報政策課) 2 介護補償として支給する金額の一部改正 (308) (福利厚生課) 3 年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (309) (〃) 5 生活保護法による医療機関の指定 (310) (福祉監査指導課) 5 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (311) (〃) 6 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (312) (〃) 6 生活保護法による介護機関の指定 (313) (〃) 7 生活保護法による指定介護機関の指定の取消し (314) (〃) 7 指定障害福祉サービス事業者の指定 (315) (東部福祉保健事務所) 8 指定検査機関の指定 (316) (くらしの安心推進課) 8 物品売払代金の徴収事務の委託 (317) (森林づくり推進課) 8 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場施設使用料の収納事務の委託 (318) (水産課) 9 土地改良区の役員の就任 (319) (東部農林事務所) 9 土地改良区の役員の就退任 (2 件) (320・321) (〃) 9 物品売払代金の徴収事務の委託 (322) (農業試験場) 11 基本測量の実施 (323) (県土総務課) 11 公共測量の終了 (324) (〃) 11 港湾区域内の船舶の撤去 (325) (鳥取港湾事務所) 12 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (326) (中部総合事務所福祉保健局) 12 指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (327) (〃) 12 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (328) (〃) 12
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 13
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (2 件) (情報政策課) 14

告 示

鳥取県告示第307号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務を受託したので、同条第3項において準用する同法252条の2の2第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその規約を告示する。

平成29年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

別表に掲げる市町村と次のとおり規約を締結した。ただし、「〇〇市（町村）」とあるのは、それぞれ当該委託市町村の名称と、「〇〇市（町村）長」とあるのは、それぞれ当該委託市町村の長と、「市（町村）長」とあるのは、当該委託市町村が市である場合にあっては「市長」と、町である場合には「町長」と、村である場合にあっては「村長」とする。

〇〇市（町村）と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 〇〇市（町村）（以下「甲」という。）は、地方公共団体における情報通信技術の共同化（以下「自治体 I C T 共同化」という。）に関する次に掲げる事務の一部（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

- （1） 情報システムの標準化及び共同化に関する事務
 - （2） 情報システムの運用上の安全性の確保に関する事務
 - （3） 情報通信技術に関する業務に対応できる職員の育成に関する事務
- （経費の負担及び予算の執行）

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、〇〇市（町村）長（以下「市（町村）長」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び事業計画書を市（町村）長に送付しなければならない。

第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、委託事務の管理及び執行に要する経費、甲以外の者から受託した自治体 I C T 共同化に関する事務に要する経費及び乙の自治体 I C T 共同化に関する事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに市（町村）長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市（町村）長に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第6条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合におい

ては、知事は、あらかじめ、市（町村）長に通知しなければならない。

第 8 条 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市（町村）長に通知しなければならない。

（雑則）

第 9 条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

別表

- 鳥取市
- 米子市
- 倉吉市
- 境港市
- 岩美町
- 若桜町
- 智頭町
- 八頭町
- 三朝町
- 湯梨浜町
- 琴浦町
- 北栄町
- 日吉津村
- 大山町
- 南部町
- 伯耆町
- 日南町
- 日野町
- 江府町

鳥取県告示第308号

平成 8 年鳥取県告示第423号（介護補償として支給する金額について）の一部を次のように改正する。

平成29年 4 月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次項に掲げる場合を除く）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>105,130円</u> を超えるときは、	常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次項に掲げる場合を除く）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>104,950円</u> を超えるときは、

		く。) <u>105,130円)</u>			く。) <u>104,950円)</u>
		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があると、介護に要する費用として支出された額が <u>57,110円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>57,110円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があると、介護に要する費用として支出された額が <u>57,030円</u> 以下であるときに限る。)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>52,570円</u> を超えるときは、 <u>52,570円</u>)		随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があると、介護に要する費用として支出された額が <u>28,560円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>28,560円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)			2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があると、介護に要する費用として支出された額が <u>28,520円</u> 以下であるときに限る。)

附 則

- この告示は、平成29年4月18日から施行する。
- 改正後の規定は、平成29年4月18日以後の期間に係る介護補償として支給する金額について適用し、同日前の期間に係る介護補償として支給する金額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第309号

平成5年鳥取県告示第400号(年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正する。

平成29年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額	年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額
20歳未満	<u>4,751円</u>	<u>13,287円</u>	20歳未満	<u>4,688円</u>	<u>13,207円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,333円</u>	<u>13,287円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,173円</u>	<u>13,207円</u>
25歳以上30歳未満	<u>5,894円</u>	<u>13,958円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,721円</u>	<u>13,589円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,233円</u>	<u>16,456円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,139円</u>	<u>16,312円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,654円</u>	<u>19,157円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,571円</u>	<u>18,803円</u>
40歳以上45歳未満	<u>6,893円</u>	<u>21,279円</u>	40歳以上45歳未満	<u>6,750円</u>	<u>21,355円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,031円</u>	<u>24,269円</u>	45歳以上50歳未満	<u>6,865円</u>	<u>23,924円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,792円</u>	<u>25,630円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,738円</u>	<u>25,214円</u>
55歳以上60歳未満	<u>6,191円</u>	<u>24,976円</u>	55歳以上60歳未満	<u>6,057円</u>	<u>24,747円</u>
60歳以上65歳未満	<u>5,009円</u>	<u>20,297円</u>	60歳以上65歳未満	<u>4,916円</u>	<u>19,935円</u>
65歳以上70歳未満	<u>3,920円</u>	<u>15,558円</u>	65歳以上70歳未満	<u>3,930円</u>	<u>15,579円</u>
70歳以上	<u>3,920円</u>	<u>13,287円</u>	70歳以上	<u>3,930円</u>	<u>13,207円</u>

附 則

- この告示は、平成29年4月18日から施行する。
- 改正後の規定は、平成29年4月18日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第310号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
あつ歯科クリニック	鳥取市田島366-1	平成29年4月1日

鳥取県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 あすなる会	鳥取市川端四丁目115	気高あすなる居宅介護支援センター	鳥取市気高町八幡268	平成24年4月1日

鳥取県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 尚仁福祉会	日野郡江府町 大字久連7	デイサービスセンター 江美の郷	日野郡江府町大字 久連7	通所介護	平成29年3月 31日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	グループホームよね はら	米子市米原八丁目 5-77	認知症対応型共同生活介護	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	とっとり福祉サービス智頭通所介護事業所	八頭郡智頭町大字三吉137-5	介護予防通所介護	平成28年12月 31日
合同会社烏龍舎	東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉82-1	リハビリテーション強化型デイサービス E s o l a	東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉82-1	〃	平成29年1月 3日
社会福祉法人 尚仁福祉会	日野郡江府町 大字久連7	デイサービスセンター 江美の郷	日野郡江府町大字 久連7	〃	平成29年3月 31日

社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	グループホームよね はら	米子市米原八丁目 5-77	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	〃
------------------	----------------	-----------------	------------------	--------------------------	---

鳥取県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社徳吉薬局	鳥取市吉成南町一丁目27-9	徳吉薬局さかえまち	鳥取市栄町210	居宅療養管理指導	平成29年1月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社徳吉薬局	鳥取市吉成南町一丁目27-9	徳吉薬局さかえまち	鳥取市栄町210	介護予防居宅療養管理指導	平成29年1月1日

鳥取県告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関の指定を取り消したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	取消年月日
特定非営利活動法人悠ゆうの郷	鳥取市青谷町蔵内153-1	NPO法人悠ゆうの郷	鳥取市青谷町蔵内153-1	通所介護	平成29年2月20日
とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	とっとり福祉サービス指定訪問介護事業所	鳥取市行徳三丁目317	訪問介護	平成29年3月21日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	取消年月日
特定非営利活動法人悠ゆうの郷	鳥取市青谷町蔵内153-1	NPO法人悠ゆうの郷	鳥取市青谷町蔵内153-1	介護予防通所介護	平成29年2月20日
とっとり福祉サ	鳥取市行徳三	とっとり福祉サ	鳥取市行徳三丁	介護予防訪問介	平成29年3月21日

ービス有限会社	丁目317	ービス指定訪問 介護事業所	目317	護	日
---------	-------	------------------	------	---	---

鳥取県告示第315号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月18日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
NPO法人就労支援センター和貴の郷	鳥取市河原町長瀬61-11	和貴の郷	鳥取市河原町長瀬61-11	就労継続支援A型	平成29年3月31日
社会福祉法人智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町大字智頭1875	ばれっと三田	八頭郡智頭町大字三田946-1	就労継続支援B型	平成29年4月1日
〃	〃	自立の家	八頭郡智頭町大字智頭333	共同生活援助	〃
〃	〃	あおぞら	八頭郡智頭町大字市瀬1322	〃	〃
〃	〃	短期入所あおぞら	〃	短期入所	〃

鳥取県告示第316号

地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）附則第4条第3項の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第21条第1項の指定検査機関を指定したものとみなされるので、同法第23条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 指定検査機関の名称
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
- 主たる事務所の所在地
西伯郡大山町小竹1291-7
- 指定したとみなされる日
平成29年4月1日
- 食鳥検査の業務を行う事務所の所在地
東伯郡琴浦町中尾84-1
西伯郡大山町豊成79-2
米子市淀江町中間16-2
- 食鳥検査の業務
全部

鳥取県告示第317号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の徴収の

事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 4 月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

石谷林業株式会社智頭支店

株式会社倉吉木材市場

株式会社米子木材市場

2 委託期間

平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

鳥取県告示第318号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、鳥取県営境港水産物地方卸売市場施設使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 4 月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社くろだ美装

2 委託期間

平成29年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

鳥取県告示第319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり西郷中央土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 4 月18日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

就任した役員の氏名及び住所

理 事 田 淵 幹 男 鳥取市河原町本鹿70

平成29年 3 月25日就任 任期 3 年

鳥取県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 4 月18日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事 中 嶋 一 夫 鳥取市菖蒲287

〃 岡 島 正 美 鳥取市河原町布袋311- 1

〃 坂 口 一 正 鳥取市賀露町南六丁目 4 - 6

〃 中 嶋 義 晴 鳥取市布勢411

〃 本 庄 米 治 鳥取市湖山町北六丁目304

〃 川 島 忍 鳥取市西品治547- 2

〃 中 島 建 鳥取市南隈65

〃 池 澤 昭 雄 鳥取市下味野313

〃 竹 森 貞 美 鳥取市竹生145

〃 建 部 憲 二 鳥取市長谷190- 1

〃 坂 本 勲 鳥取市円通寺900
 監 事 西 垣 正 治 鳥取市服部306
 〃 藤 原 武 夫 鳥取市河原町長瀬214
 〃 田 中 政 春 鳥取市下味野179-1
 〃 中 瀬 和 広 鳥取市湖山町南一丁目169
 平成29年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 中 嶋 一 夫 鳥取市菖蒲287
 〃 中 嶋 義 晴 鳥取市布勢411
 〃 浅 田 義 昌 鳥取市河原町袋河原224
 〃 森 下 博 徳 鳥取市西円通寺11
 〃 建 部 憲 二 鳥取市長谷190-1
 〃 竹 森 貞 美 鳥取市竹生145
 〃 松 本 広 幸 鳥取市下味野104
 〃 川 上 信 温 鳥取市安長353
 〃 川 島 忍 鳥取市西品治547-2
 〃 中 瀬 和 広 鳥取市湖山町南一丁目169
 〃 上 根 順 二 鳥取市賀露町南六丁目2-11
 監 事 西 垣 正 治 鳥取市服部306
 〃 田 中 正 寿 鳥取市倭文130-1
 〃 原 卓 也 鳥取市朝月75-1
 〃 山 根 一 美 鳥取市湖山町北一丁目362
 平成29年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり湖山町瀬土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年4月18日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事 星 見 義 雄 鳥取市湖山町西二丁目349
 〃 船 越 作 一郎 鳥取市湖山町西一丁目211
 〃 太 田 豊 鳥取市湖山町南五丁目435
 〃 岩 本 満 直 鳥取市湖山町南五丁目451
 〃 山 本 一 博 鳥取市湖山町北一丁目122
 〃 渡 邊 多 紀 夫 鳥取市湖山町南一丁目802
 〃 山 根 幸 博 鳥取市湖山町南一丁目474
 〃 山 根 敏 幸 鳥取市湖山町南一丁目134
 〃 村 上 洋 一 鳥取市湖山町北一丁目501
 〃 小 柴 勝 鳥取市湖山町南一丁目385
 〃 本 庄 政 寿 鳥取市湖山町南一丁目951
 〃 影 井 和 広 鳥取市湖山町南一丁目321
 監 事 影 井 克 博 鳥取市湖山町南一丁目455
 〃 國 富 一 郎 鳥取市湖山町西二丁目133

〃 山下博教 鳥取市湖山町南一丁目811
平成29年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山根清司 鳥取市湖山町南一丁目540
〃 村上浩幸 鳥取市湖山町南一丁目573
〃 鷺見幸人 鳥取市湖山町南一丁目922
〃 山根敏幸 鳥取市湖山町南一丁目134
〃 渡邊多紀夫 鳥取市湖山町南一丁目802
〃 渡邊吉太郎 鳥取市湖山町南一丁目629
〃 山本一博 鳥取市湖山町北一丁目122
〃 村上洋一 鳥取市湖山町北一丁目501
〃 岩本満直 鳥取市湖山町南五丁目451
〃 坂口暁雄 鳥取市湖山町南五丁目450
〃 船越喜久雄 鳥取市湖山町西一丁目202
〃 星見健蔵 鳥取市湖山町西二丁目347
監事 星見義雄 鳥取市湖山町西二丁目349
〃 奥村利治 鳥取市湖山町南一丁目303
〃 星見慎一 鳥取市湖山町北一丁目672
平成29年4月1日就任 任期3年

鳥取県告示第322号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月18日

鳥取県農業試験場長 熊 谷 均

- 1 委託の相手
鳥取いなば農業協同組合
- 2 委託期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

鳥取県告示第323号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 平成29年4月20日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域 倉吉市、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野郡日南町

鳥取県告示第324号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域 米子市皆生温泉から境港市新屋町
- 3 終了年月日 平成29年3月24日

鳥取県告示第325号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定に違反して許可なく港湾区域内に放置している船舶の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第56条の4第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月18日

鳥取県鳥取港湾事務所長 山 根 一 美

- 1 次の表に掲げる船舶の所有者又は賃貸借その他により当該船舶を使用する権原を有する者は、平成29年4月26日までに当該船舶を鳥取港の港湾区域内から撤去すること。

旧漁船登録番号	船名	所在地（次の図に示すとおりとする。）
TT3-7712	千光丸	鳥取市賀露町北一丁目1109-1地先

- 2 1の船舶を期限内に撤去しない場合は、港湾管理者である鳥取県鳥取港湾事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、港湾法第56条の4第8項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部空港港湾課及び鳥取県鳥取港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第326号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月18日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ホームケアアーム	有限会社ホームケアアーム	倉吉市明治町1037-4	平成29年3月31日	平成29年5月1日	訪問介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

鳥取県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月18日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日
有限会社ホームケアアーム	有限会社ホームケアアーム介護支援センター	倉吉市明治町1037-4	平成29年3月31日	平成29年5月1日

鳥取県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当

該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月18日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ホームケアアーム	有限会社ホームケアアーム	倉吉市明治町 1037-4	平成29年3月 31日	平成29年5月 1日	介護予防訪問介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成29年4月18日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年5月16日 午前10時から午後 4時まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成29年5月23日 午前10時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃
平成29年5月30日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県・市町村共同利用型電子申請・届出システム調達業務 一式 |
| 2 | 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日 | 平成29年3月29日 |
| 4 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 | 契 約 金 額 | 55,360,740円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 | 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県教育系ネットワーク管理運営業務 一式 |
| 2 | 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日 | 平成29年3月31日 |
| 4 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 | 契 約 金 額 | 44,808,012円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令 |

第11条第1項第2号)

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220